

サービス利用権の販売規約（ソフトバンクの直販顧客向け）

第 1 条（本契約の目的及び成立）

1.本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」）が、次の範囲でお客様が指定したサービスの利用許諾をサービス提供者から受ける権利（以下「サービス利用権」）を販売するときの条件を定めます。お客様が当社に対して購入の申込みをした時点で、本規約及びサービス提供者が定める使用許諾契約、利用規約等の契約条項（以下「利用契約」）に同意したものとして扱います。

本サービス	サービス提供者	所在国
らくしふ	株式会社クロスビット	日本

2.お客様は、当社所定の申込書により当社にサービス利用権の購入を申込みものとし、当社がお客様からの申込みを承諾したときに、サービス利用権にかかる売買契約が成立します。
3.本規約に関する特約を定める場合、特約の内容は、本規約に優先して適用します。

第 2 条（引渡・検収）

当社はサービス提供者を通じて、お客様宛てに本サービスの開通連絡を行い（以下「引渡し」）、お客様はサービス利用権の引渡しの翌日から 5 営業日以内に検収を行います。当該日までにお客様が当社に何らの意思表示を行わなかったときは、当該日にサービス利用権の検収は完了したものとみなします。

第 3 条（権利の移転）

1.本サービス及びサービス利用権に関する権利はお客様に移転せず、サービス提供者が定める利用契約の範囲でのみ本サービスを使用できます。
2.本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等のコンテンツに関する著作権をはじめとする一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含みます。）は、サービス提供者又はそのライセンサーが保有し、日本国著作権法その他関連する法律及び国際条約により保護されています。お客様による本サービスの利用により、当該権利がお客様に移転するものではありません。

第 4 条（履行遅滞）

1.引渡しの遅滞が、お客様の責に帰すべき事由による数量や納期変更・設定作業の延期・中断である場合、又は天災地変、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、サービスの利用権の調達元又は買付先の倒産もしくは納入遅滞その他当社の責に帰すべきことのできない事由による場合、お客様は納期につき相当の日数の延長を認め、当社の当該遅滞責任を免責します。
2.前項の事由により、納期延長しても履行完了が困難であると合理的に判断できる場合、両当事者が協議のうえ、本規約条件の全部又は一部を解除するものとします。なお当該解除による自己の損害は、相手方に請求できないものとします。

第 5 条（契約不適合責任）

サービス利用権の引渡し完了後、サービス利用権にお客様の検収にて発見し得なかった契約内容の不適合については、検収完了日から 2 か月以内にお客様が当社に対して当該不適合を通知した範囲に限り、当社はお客様に対する責任を負うものとします。なお、当該期間経過後も、利用契約に基づくサービス提供者による返金等の対応が決定された場合において、その範囲で返金等の対応を行うものですが、これ以外にはいかなる保証責任及び契約不適合責任も負わないものとします。

第 6 条（代金及び支払）

1.当社は、別段の合意がない限り、毎月末日を締日としてお客様が購入したサービス利用権の本代金及び発生した費用（以下あわせて「本代金等」）を計算し、お客様に請求書を発行します。
本代金等の請求にあたり、当社は以下の方法で計算します。
開始日： ①新規開通：当月利用分から請求
②ライセンス追加：翌月利用分から請求
終了日： 解約予定日を含む月まで請求
※契約期間満了日の 45 日前までに解約申請がなければ自動更新になります。
2.お客様は、当社の請求書に記載するとおり本代金を支払います。なお、設備やシステムの設定等の費用が発生する場合は、当該費用についても請求書のとおり支払うものとし、振込手数料等はお客様の負担とします。
3.お客様は、本サービスのサービス利用権購入において、当該期間内に利用契約を解約するときは、以下の通り請求いたします。
①年契約月額払い： 契約満了前に解約する場合は残月数分を一括でお支払いいただきます。
②年契約一括払い： 契約満了前の解約および返金はできかねます。
4.お客様が、利用料金又は他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、お客様は、未払額について支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 1 4 . 6 % の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5.お客様が当社に通知なく本サービスの解約・停止をした場合や、利用契約に基づき本サービス提供者より本サービスが停止された場合、お客様の環境により本サービスが使用できない場合でも、特約に別段の定めがない限り、お客様は本代金等を当社に支払うものとします。

第 7 条（申請期限）

各種申請締め切りは以下の通りです。
新規：ご利用開始希望月の前月 10 日まで
追加：ご利用開始希望日の 10 営業日前まで
減数：減数反映希望月の前月 10 日まで
解約：契約更新日の 45 日前まで

第 8 条（禁止事項）

1.お客様は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
(1)虚偽の事実を当社及びサービス提供者に届ける行為
(2)サービス利用権の購入を申込み際に他人の名前、名称を名乗る行為、又はお客様と異なる商号を名乗る行為
(3)サービス利用権を当社の事前の同意なく第三者に販売、譲渡、貸与し、又は担保として供する行為
(4)当社又はサービス提供者の設備に正当な権限無くアクセスする行為、当該設備に過度な負担を与える行為、当該設備を使用不能にする行為、その他当社又はサービス提供者による本サービス提供及び運営に支障を与える行為
(5)本サービスにかかる知的財産権を侵害する行為（そのおそれを含みます。）
(6)その他合理的な理由に基づきお客様がサービス利用権の購入者又は利用者として不適切であると判断する行為
2.当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反するとき又はその恐れがあると認めるときは、当社はただちに成立したサービス利用権にかかる契約を解除し、又はお客様に違反事由の是正を要求できるものとし、お客様は当社のいずれかの対応に従います。

第 9 条（損害賠償）

本規約に基づく債務の履行や不履行、次条第 1 項に該当したことにより相手方や第三者に損害を与えた場合、及び自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、当該当事者は、損害額等について両社で協議の上、本規約に基づく契約解除の如何にかかわらず、民法第 416

条に定める範囲で賠償責任を負います。

第 10 条（契約の解除）

1.当社は、お客様が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要せず通知によりサービス利用権にかかる契約を解除することができるものとします。
(1)仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき
(2)営業の廃止、解散、あるいは営業の全部又は一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
(3)経営が相当悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
(4)お客様が本規約に違反し、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき
(5)サービス提供者によりお客様とサービス利用提供者間の利用契約が解除又は解約されたとき
2.当社にサービス利用権の購入を申込みものとし、当社がお客様からの申込みを承諾したときに、サービス利用権にかかる売買契約が成立します。

第 11 条（免責）

当社は、サービス利用権の完全性、正確性、目的適合性、有用性等について保証を行うものではありません。また、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他お客様のサービス利用権の利用により発生したお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（秘密保持）

お客様と当社は、相互に取引関係を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで開示又は漏洩してはならないものとします。ただし次の各号の一に該当するものはこの限りではないものとします。以下、秘密を開示する当事者を開示者、秘密の開示を受ける当事者を受領者といいます。
(1)開示者の開示時に既に公知であった情報
(2)開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
(3)開示者の開示後、受領者の責によらず公知となった情報
(4)受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
(5)開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
1.法令又は政府もしくは裁判所の命令等があり、相手方の秘密を開示する義務がある場合、当該命令等を受けた当事者は、すみやかに相手方にその旨及び開示内容を通知し、必要最小限の範囲で秘密を開示できるものとします。
2.当社からサービス提供者及び再委託先（委託する場合）への開示は、自己の責任に基づき、サービス利用権の売上に必要最低限の範囲で可能とします。
3.本条の規定は、取引終了後も 3 年間は有効に存続するものとします。

第 13 条（パーソナルデータの取り扱い）

1.当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱います。
2.当社は、前項のほか、お客様がサービス提供者から本サービスの提供を受けるために必要最低限の範囲で、お客様のパーソナルデータをサービス提供者に提供またはサービス提供者から取得できるものとします。
3.申込書にご記入いただいた情報を、当社は本サービスへのお申込み手続きのためにサービス提供者へ提供致します。
4.当社は、本サービスの販売業務のため、本サービスに登録されている管理者宛にメールまたは電話で連絡することがあります。
5.パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第 14 条（権利譲渡の禁止）

お客様と当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本規約に基づく契約上の地位を第三者に承継させ、又は本規約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならないものとします。

第 15 条（反社会的勢力などとの関係排除）

1.お客様と当社は、自己又は自己の代表者、役員、主要な職員（雇用形態、及び契約形態を問いません。）もしくは自己の主要な出資者、その他経営を支配していると認められる者が、暴力団関係者（以下、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）に、現在と将来にわたり該当しないことを表明し、保証します。
2.お客様と当社は、暴力団関係者を利用して次の各号に該当する行為を行いません。
(1)詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
(2)相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
(3)相手方の業務を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
(4)その他前各号に準ずる行為
3.お客様と当社は、相手方が前 2 項のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要せず、両者間で成立した契約の全部又は一部を解除することができます。本項に基づく解除権を行使した当事者は、自己の損害賠償を相手方に請求することを妨けられず、また、当該権利行使による相手方に生じた損害について賠償する責任を負いません。

第 16 条（存続条項）

本規約に別段の定めがあるほか、第 5 条（契約不適合責任）、第 6 条（代金及び支払）、第 9 条（損害賠償）、第 11 条（免責）、第 14 条（権利譲渡の禁止）及び第 17 条（準拠法・裁判管轄）の規定は、サービス利用権にかかる契約の終了後も効力を持つものとします。

第 17 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（その他）

1.当社は、お客様に事前に通知のうえ、本規約の内容を変更できるものとします。ただし、本代金等の金額減少やキャンペーン価格の適用及びお客様の権利行使に影響のない軽微な内容は 変更後に通知することができます。
2.お客様が前項の通知に異議を申し出た場合は、当社と協議のうえ、本規約変更後に到来する本代金等の請求締日までの間、変更前の条件を特約として存続させることができます。
3.お客様がサービス利用権にかかる当社又はサービス提供者による技術サポート、保守・ヘルプデスク等を希望する場合は、当社との間で別途契約を締結するものとします。
4.お客様は、申込書の内容に変更がある場合、契約成立の前後を問わず、申込書で変更情報（請求先やご利用ライセンス数など）を当社へ申請するものとします。
5.本規約と申込書が異なる場合は、申込書が優先して適用されるものとします。

第 19 条（書面の提出等）

当社が必要と認める場合は、申込書、注文書、特約申込書、その他の通知書面等の提出又は本規約及び付随する契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとします。